



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
秋田労働局

**Press Release**

報道関係者 各位

平成29年6月14日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良則

監督係長 袴田 周

電話 018-862-6682

## 建設現場に対する臨検監督の実施について

～ 県内で施工中の建設工事現場に対し集中的に臨検監督を実施します ～

秋田労働局(局長 松本 安彦)は、労働局及び6労働基準監督署の労働基準監督官及び安全担当職員が、7月1日から7月31日までの期間に、県内で施工中の建設工事現場に対し集中的に臨検監督を実施します。

### 7月に建設工事現場を集中的に監督実施する理由

#### 建設業における立入禁止措置や使用停止措置等の命令等を行っている件数が、全業種の6割弱となっており、業種別で最多

- 平成28年度の臨検監督の結果では、監督時に労働災害が発生する危険度が高いと判断し立入禁止措置や使用停止措置等の命令等を行った件数が全業種で142件となっていますが、このうち建設業が82件と6割弱を占めています。これは、労働災害が発生すると重篤になりがちな建設業の問題を反映しているものです。命令の対象となったものは、特に、高所からの墜落防止措置に関するものが多いという結果となりました。平成28年の労働災害では12名が亡くなっていますが、建設業では業種別で最多となる5名が亡くなっていて、うち4名が墜落災害で亡くなっています。

このようなことから、労働局では、工事が増加する夏場の時期に集中的な臨検監督を実施することで、墜落防止措置を含めた遵法状況を確認し、重篤な労働災害を未然に防ぐこととしました。

#### 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の経過措置が終了

- 足場からの墜落防止対策の強化を目的として、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が平成27年7月から施行されています。足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育について設けられていた経過措置が、平成29年6月30日で終了することから、当該特別教育の実施を含めた、法改正後における墜落防止措置が適切に講じられているかを確認することとしています。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要(別添参照)

#### 熱中症予防を周知するため

- 気温や湿度が高くなるこの時期には、熱中症発生のリスクが高まることから、臨検監督を実施した際に熱中症予防を呼びかけることとしています。

(別添)

## 1 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

今までは、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に従事する労働者に対する特別教育の義務はありませんでしたが、改正後は特別教育の対象となります。平成27年7月1日現在で足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に従事している方には、平成29年6月30日までの間は、経過措置がありますので、この間に特別教育を修了していただくこととなります。

## 2 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

足場における高さ2メートル以上の作業場所に設けられる作業床の要件として、幅は40センチメートル以上、床材間の隙間は3センチメートル以下でしたが、改正後はこれに加えて床材と建地との隙間は12センチメートル未満とすることが追加されます。

足場からの手すり等の墜落防止設備について作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができるとされていましたが、改正後は一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することが追加されます。また、作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことが追加されます。このことは、架設通路及び作業構台についても同様の措置が追加されます。

## 3 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

つり足場、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場材の緊結等の作業にあつては、幅20センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずることとされていましたが、改正後は対象を高さ2メートル以上の構造の足場まで拡大することになり、足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとなります。

幅40センチメートル以上の作業床を設けること(ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。)

安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること(ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。)

## 4 鋼管足場に係る規定の見直し

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、建地の最高部から測って3.1メートルを超える部分の建地は鋼管を2本組とすることになっていましたが、改正後は建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう)が最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないこととなります。

## 5 注文者の点検義務の充実

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であって、強風等の悪天候、中震以上の地震の後においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することになっていましたが、改正後は足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することになります。